

ID: 71

担当部署: 福祉課

処分の概要	支給の停止		
例規名 根拠条項	大河原町敬老金支給条例 第7条		
例規番号	昭和44年条例第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第7条 敬老金の支給を受ける者が、次の各号の1に該当する場合は、町長は、必要と認める期間敬老金の支給を停止することができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 敬老金を支給することが適当でないと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日